

## ○条例制定の趣旨と制定根拠

- (1) 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
  - ・家庭的保育事業等（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の認可基準を定めるもの（改正児童福祉法第34条の16）
- (2) 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
  - ・認定こども園、幼稚園、保育所などの施設や地域型保育事業を行う事業者が、給付金を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するためのもの（子ども・子育て支援法第34条、第46条）

## ○事業等の概要

- (1) 家庭的保育事業等とは以下の4つの事業の総称です。
  - ア 家庭的保育事業：家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行うもの
  - イ 小規模保育事業：少人数（定員6～19人）を対象に、きめ細やかな保育を行うもの
  - ウ 居宅訪問型保育事業：障害・疾患などで、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1の保育を行うもの
  - エ 事業所内保育事業：勤務先内の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育するもの
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは  
「教育・保育施設」は認定こども園、幼稚園及び保育所を指し、「地域型保育事業」は家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の各事業を指します。  
子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けている上記の施設又は事業に対し、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従って市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを確認し、財政支援の対象とすることとなっています。  
この確認を受けた施設・事業が「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業」となります。

## 家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準案

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、従来の認可保育所（利用定員20名以上）の枠組みに加え、小規模保育事業（6名～19名）、家庭的保育事業（5名以下）、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもに開放した場合の4つの類型につき、新たに市認可事業として事業類型が設けられることになった。

家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者等は、市の条例を遵守する必要がある、市の条例については国の省令にかかる「従うべき基準」、又は「参酌すべき基準」を鑑み定める必要がある。

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）では、保育の増大に機動的に対応できるように、客観的な基準を定め、それに適合することを求められることとされ、①社会福祉法人、学校法人以外のものに対しては、経済的基盤、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市が認可することとしている。

### 基準類型

従うべき基準【従う】	・職員の資格、員数 ・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、機密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの。
参酌すべき基準【参酌】	上記以外のもの

項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
各家庭的保育事業等に共通の事項	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	従う	国の基準どおり
	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	従う	国の基準どおり
	その上で、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。また、離島などの地域においては学校、学校給食センターからの搬入も可とする。	従う	国の基準どおり
	利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参酌	国の基準どおり
家庭的保育事業	家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。 ・保育を行う専用の部屋(9.9㎡以上(保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積))を設けること ・衛生的な調理設備及び便所を設けること ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(満二歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可)があること ・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に行うこと	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	国の基準どおり
	家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。	従う	国の基準どおり
	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者ととも保育する場合には、5人以下とする。	従う	国の基準どおり
	家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	参酌	国の基準どおり
	家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	従う	国の基準どおり
	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、調理設備及び便所を設けること。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	国の基準どおり
小規模保育事業	乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	参酌	国の基準どおり

項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	国の基準どおり
	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室(1人につき3.3㎡以上であること)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	国の基準どおり
	小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従う	国の基準どおり
	小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人につき1人	従う	国の基準どおり
	小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従う	国の基準どおり
	小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人に1人	従う	国の基準どおり
	小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従う	国の基準どおり
	小規模保育事業所C型においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。	従う	国の基準どおり
	小規模保育事業C型はその利用定員を6人以上10人以下とする。	従う	国の基準どおり

項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案																										
居宅訪問型保育事業	<p>居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>③児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	従う	国の基準どおり																										
	居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従う	国の基準どおり																										
	居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従う	国の基準どおり																										
事業所内保育事業	事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、本省令で定める数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。	参酌	国の基準どおり																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>			利用定員	その他の乳児又は幼児の数	1～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人
	利用定員			その他の乳児又は幼児の数																									
	1～5人			1人																									
	6人～7人			2人																									
	8人～10人			3人																									
	11人～15人			4人																									
	16人～20人			5人																									
	21人～25人			6人																									
	26人～30人			7人																									
	31人～40人			10人																									
	41人～50人			12人																									
	51人～60人			15人																									
	61人～70人	20人																											
71人以上	20人																												
乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	参酌	国の基準どおり																											



項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育所(利用定員20名以上)には、乳児室(1人につき1.65㎡以上であること)又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、医務室、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設ける。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	国の基準どおり
	満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊戯室(代替地含む。1人につき3.3㎡以上であること)、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。	参酌 (調理設備に係る基準は「従う」)	国の基準どおり
	保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。	従う	国の基準どおり
	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。	従う	国の基準どおり
	小規模型事業所内保育事業所(利用定員19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつた場合、調理員を置かないことができる。	従う	国の基準どおり
	小規模型事業所内保育事業の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人に1人	従う	国の基準どおり
経過措置	現在、自園で調理を行っていない場合については、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。	従う	国の基準どおり
	連携施設の確保が著しく困難であつて子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると資料村が認める場合には、省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	従う	国の基準どおり
	小規模保育事業C型にあつては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人～15人以下とすることができる。	従う	国の基準どおり

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、市の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとしている。

これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、本府令を従うべき基準又は参酌すべき基準として定めた市の条例による運営に関する基準を満たす必要があるとされており、内閣府令において当該基準を定めるものである。

- 新制度においては、学校教育法・児童福祉法などに基づく認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が各施設・事業の類型に従い、事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付を支払う仕組み。
- 教育・保育施設、地域型保育事業は、①学校教育法、児童福祉法に基づく認可基準を満たすこと。②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められる。
- このうち、運営基準については、国が定める基準を踏まえ、市が条例として定める必要がある。また、条例を定める際の「従うべき基準」「参酌すべき基準」は以下のとおり。

### 基準類型

従うべき基準【従う】	・利用定員 ・施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前の子どもの適切な処遇の確保及び機密の保持並びに小学校就学前の子どもの健全な発達に密接に関連するもの。
参酌すべき基準【参酌】	上記以外のもの

## (1) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
利用定員に関する基準	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「法」という。)第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。	従う	国の基準どおり
	利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分(ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。)ごとに利用定員を定めるものとする。	従う	国の基準どおり
運営に関する基準	利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従う	国の基準どおり
	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従う	国の基準どおり
	特定教育・保育施設(幼稚園又は認定こども園)は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	従う	国の基準どおり
	特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従う	国の基準どおり
	特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参酌	国の基準どおり
	特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)の利用について、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従う	国の基準どおり
	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめることとする。(※)	参酌	国の基準どおり
	特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。(※)	参酌	国の基準どおり
	特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参酌	国の基準どおり
特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。(※)	参酌	国の基準どおり	



項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。(※)	参酌	国の基準どおり
	特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	従う	国の基準どおり
	特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。	従う	国の基準どおり
	<p>また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用  ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用  ③ 食事の提供に要する費用  ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用  ⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	従う	国の基準どおり
	特定教育・保育施設は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受けることができる。	従う	国の基準どおり
	特定教育・保育施設は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。	従う	国の基準どおり
	<p>次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領  ② 認定こども園(①を除く) 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない)  ③ 幼稚園 幼稚園教育要領  ④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	従う	国の基準どおり
	提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌	国の基準どおり

項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。(※)	参酌	国の基準どおり
	職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(※)	参酌	国の基準どおり
	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針            ② 提供する特定教育・保育の内容            ③ 職員の職種、員数及び職務の内容            ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日            ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額            ⑥ 認定区分ごとの利用定員            ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項            ⑧ 緊急時等における対応方法            ⑨ 非常災害対策            ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項            ⑪ その他重要事項</p>	参酌	国の基準どおり
	特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌	国の基準どおり
	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌	国の基準どおり
	特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(※)	参酌	国の基準どおり
	子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。(※)	従う	国の基準どおり
	職員は、子どもに対し、子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。(※)	従う	国の基準どおり
	特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る)の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。(※)	従う	国の基準どおり

項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
	職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。(※)	従う	国の基準どおり
	提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。(※)	参酌	国の基準どおり
	当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(※)	参酌	国の基準どおり
	提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(※)	参酌	国の基準どおり
	提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。(※)	参酌	国の基準どおり
	事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。(※) ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと	従う	国の基準どおり
	子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(※)	従う	国の基準どおり
	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(※)	従う	国の基準どおり
	賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。(※)	従う	国の基準どおり
	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(※)	参酌	国の基準どおり
	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参酌	国の基準どおり

項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。	従う	国の基準どおり
	特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従う	国の基準どおり
	特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。	従う	国の基準どおり
	特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従う	国の基準どおり

## (2) 特定地域型保育事業の運営に関する基準

項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
利用定員に関する基準	利用定員については以下のとおりとする。 ①家庭的保育事業1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業1人	従う	国の基準どおり
	上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。	従う	国の基準どおり
運営に関する基準	利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従う	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従う	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従う	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参酌	国の基準どおり
	特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従う	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握につとめることとする。	参酌	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。)	従う	国の基準どおり



項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
	居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。	従う	国の基準どおり
	特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。	参酌	国の基準どおり
	特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	従う	国の基準どおり
	当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。	従う	国の基準どおり
	また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 ① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	従う	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受け取ることができる。	従う	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。	従う	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従う	国の基準どおり

項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
	提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌	国の基準どおり
	<p>特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針            ② 提供する特定地域型保育の内容            ③ 職員の職種、員数及び職務の内容            ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日            ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額            ⑥ 利用定員            ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項            ⑧ 緊急時等における対応方法            ⑨ 非常災害対策            ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項            ⑪ その他重要事項</p>	参酌	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。	参酌	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	参酌	国の基準どおり
	特定教育・保育施設の(※)印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。		
特例地域型保育給付費に関する基準	特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること	従う	国の基準どおり

項目	国基準案	基準類型	岩出市の基準案
	特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	従う	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。【従】	従う	国の基準どおり
	特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	従う	国の基準どおり

(3)その他

	特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。	従う	国の基準どおり
	特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	従う	国の基準どおり
	小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	従う	国の基準どおり
	特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従う	国の基準どおり